

平成 2 8 年 第 4 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 8 年 4 月 1 5 日

武蔵村山市教育委員会

平成28年第4回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成28年4月15日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時45分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 持 田 浩 志 (教育長) 土 田 三 男

高 橋 勝 義 本 木 益 男

島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 内野 正利 学校教育担当部長 佐藤 敏数

教育総務課長 井上 幸三 教育施設担当課長 比留間光夫

指導担当参事 小嶺 大進 学校給食課長 神山 幸男

文化振興課長 山田 義高 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 乙幡 孝 指導主事 村上 正昭

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英

坂西 雅史

東出 真実

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第24号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の改正の申出について
- 5 議案第25号 平成27年度教育予算の補正（第8号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第27号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 8 議案第28号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
- 9 議案第29号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
- 10 協議事項 武蔵村山市立学校 平成29年度使用 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択要領（案）について
- 11 その他

◎開会の辞

○持田教育長 それでは、本日の出席委員は全員でございます。

これより平成28年第4回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○持田教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

第1点目でございますが、平成27年度区域外就学の状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、平成27年度区域外就学の状況について、御説明をいたします。

平成27年度中におきます他市町村から本市への就学者数につきましては40人、本市から他市町村への就学者数につきましては29人で、指定学校以外の就学者数につきましては69人となり、平成26年度と比較して19人の減となっております。

まず、表の区分でございますが、左側より、1学期、2学期、3学期、合計となっております。項目は、上段より、他町村から「本市」、この「本市」につきましては、住所が他市町村にあって本市の公立学校へ通学している児童・生徒でございます。次に、本市から「他市町村」、この「他市町村」は、住所が本市にあって他市町村の公立学校へ通学している児童・生徒でございます。

まず、他市町村から本市へは、小学校で28人、中学校で12人の合計40人でございます。

次に、本市から他市町村へは、小学校で14人、中学校で15人、合計で29人でございます。

区域外就学の理由といたしましては、最終学年であることから24人、学期途中であることから26人、転入先付けが4人、その他では、家庭の事情などにより15人となっております。

以上で、区域外就学の状況についての説明とさせていただきます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成27年度学校選択制の結果（平成28年度入学）についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、平成27年度学校選択制の結果（平成28年度入学）について、御説明をいたします。

平成27年度に学校選択制により、市内各校へ転入・転出した生徒数につきましては、合計で76人でございます。

本市では、平成17年度就学の中学1年生から中学校選択制を開始しております。平成24年度は83人、平成25年度は90人、平成26年度は87人、平成27年度は76人で、平成27年度のこの制度の利用割合は、新入学生徒の10.2%となっております。

各中学校の状況でございますが、表の対象校の縦が転入、横が対象校からの転出で、第一

中学校は、転入が21人、転出が32人で、11人の減。村山学園第二中学校は、転入が2人、転出が16人で、14人の減。第三中学校は、転入が32人、転出が2人で、30人の増。大南学園第四中学校は、転入が15人、転出が8人で、7人の増。第五中学校につきましては、転入が6人、転出が18人で、12人の減となっております。

主な理由といたしましては、友人関係、通学距離、部活動、兄弟関係、その他では、学校の設備、施設面などが選択の理由として挙げられております。

以上でございます。

○持田教育長 続きます、3点目でございます。

平成28年度児童・生徒数及び学級数の状況についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、平成28年度児童・生徒数及び学級数の状況について、御説明をいたします。

平成28年4月7日現在でございますが、小学校の通常学級につきましては145学級となっております。また、特別支援学級につきましては17学級となっております。

次に、中学校についてでございますが、中学校につきましては、通常学級が62学級、特別支援学級が10学級となっております。

平成28年度の学級編制でございますが、小学校は第1学年、第2学年が35人以下の学級編制、第3学年から第6学年までが40人以下の学級編制となっております。

中学校につきましては、第1学年が35人以下の学級編制、第2学年、第3学年が40人以下の学級編制となっております。

次に、在籍者数についてでございますが、小学校児童の在籍者数につきましては、通常の学級で4,492人、特別支援学級は66人、合計で4,558人となっております。

次に、中学校の生徒の在籍者数でございますが、通常の学級で2,141人、特別支援学級は52人、合計で2,193人となっております。

なお、ページの中ほどより下に記載しております各通級指導学級及び特別支援教室の学年別の児童・生徒数につきましては、ただいま御報告いたしました小学校児童及び中学校生徒の在籍者数の内訳でございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成28年度小・中学校等の教職員数及び平成28年度教職員の異動状況についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 それでは、初めに平成28年度小・中学校等の教職員数について、御説明をさせていただきます。

小・中学校の本年度の教職員数でございますが、正規教職員は、小学校238人、中学校142人、計380人でございます。

主幹教諭及び主任教諭につきましては、各校の人数は資料にお示しをしたとおりでございます。

本市では、主幹教諭は、小学校20人、中学校12人、合計32人が在籍をしており、指導教諭が、小学校4人、中学校1人の合計5人となりました。

主任教諭は、小学校48人、中学校31人、合計79人が在籍をしております。

また、主幹教諭である養護教諭が、小学校1人、中学校2人、合計3人。

主任養護教諭は、小学校5人、中学校1人、合計6人が在籍をしております。

次に、教職員の異動状況でございますが、資料の裏面を御覧ください。

管理職につきましては、小学校の校長は、市内からの昇任はなく、市外からの昇任が1人でございます。

副校長は、市内からの昇任はなく、市外からの転任が1人でございます。

続きまして、中学校でございますが、校長は市外からの転任が1人で、再任用が1人でございます。また、退職は2人でございます。

副校長は、市内からの昇任が1人で、市外からの転任はございません。

なお、小中一貫校大南学園第四中学校につきましては、今年度より東京都教育委員会の校務軽減モデル事業の指定を受け、副校長が2人配置となりました。本事業により、校務軽減をより組織的に推進するため、校長決定により、1人の副校長の校内での呼称を教頭とすることとしております。

次に、主幹教諭・主任教諭を含む教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員でございますが、小学校は転入が37人、うち26人が新規採用教員、転出は36人でございます。中学校は、転入

が35人、うち14人が新規採用教員、転出は23人でございます。合計しますと、転入は72人、うち40人が新規採用教員、転出は59人となっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きますして、5点目でございます。

武蔵村山市立学校平成28年度行事予定一覧についてでございます。

資料5、別冊になっております。こちらを御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

小嶺指導担当参事。

○小嶺指導担当参事 それでは、武蔵村山市立学校平成28年度行事予定一覧について、御説明をいたします。

こちらは、平成28年度における各学校の教育活動を御参観いただくため、一覧表にしたものでございます。学校ごとに各行事や学校公開週間等、日程を記載しております。御活用いただきたく存じます。

なお、天候等により変更される場合もございますので、各行事を御参観いただく場合は、教育指導課にお問い合わせいただくか、各学校に御確認をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きますして、6点目でございます。

平成27年度武蔵村山市立学校学校評価結果についてでございます。

資料6、別冊を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

小嶺指導担当参事。

○小嶺指導担当参事 平成27年度武蔵村山市立学校学校評価結果につきまして、御説明をいたします。

平成28年3月に、各学校から教育委員会宛てに、平成27年度学校評価結果が提出をされました。この学校評価結果につきましては、同日以降、各学校のホームページに掲載し、公表しているものでございます。

本資料は、4ページから29ページまでに、見開きの形で各学校の学校評価計画表と自己評価表を掲載しております。また、32ページからは、学校関係者評価委員会、若しくは学校運営協議会から各校長宛てに提出をされました報告書を掲載しております。

4ページから偶数ページに掲載の学校評価計画表は、昨年5月に努力指標や成果指標を策定し、校長が所属職員に示したものでございます。

また、奇数ページに掲載の学校自己評価表は、学校評価計画表を受け、校長が示した中期、短期の経営目標と目標達成のための方針に基づき、中間及び年度末に数値で評価したものでございます。

32ページ以降には、本市では平成21年度より、全ての学校で学校関係者評価委員会、若しくは学校運営協議会を設置しており、各校から校長宛てに客観的に評価を行った意見を述べる形で提出をいただいております。このページからは、学校関係者評価委員会、若しくは学校運営協議会からの提出された報告書を掲載しております。

教育委員会といたしましては、引き続き評価の制度の向上と評価結果を次年度の教育内容の改善に生かすことについて指導をまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

平成28年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

小嶺指導担当参事。

○小嶺指導担当参事 それでは、平成28年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧につきまして、御説明をいたします。

平成28年度の研究活動につきましては、現時点での最新のものを掲載しております。本市の研究指定はもちろんのこと、国や東京都の研究指定も掲載をしております。国の研究指定につきましては、第八小学校が文部科学省、研究開発学校、徳育科の研究指定として3年目を迎えるほか、第三小学校、雷塚小学校、第三中学校、そして都立上水高校が、小中高で連携して行う英語教育強化地域拠点事業、また第二小学校が、文部科学省、教育課程特例校の2年目の指定を受け、エキスパートタイムに取り組みます。東京都の指定につきましては、オリンピック・パラリンピック教育推進校が、今年度から全校指定となりました。さらに、本年度も東京都教育委員会、言語能力向上拠点校の指定を受けている学校もでございます。

今後、引き続き中学校区を単位とした小・中連携した研究を推進してまいります。

また、裏面、下段には、教育委員会の事業としまして、全学校が取り組む教育活動等を掲載しております。こちらにつきましては、若干変更等もございますので、現時点のものとい

うことで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、8点目でございます。

中学校学校給食調理等業務の受託業者との間における「災害時等における応急給食業務等の協力に関する協定」の締結についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校給食課長から報告いたします。

神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、御報告いたします。

この協定を含め、災害時等における協力に関する協定に関しましては、所管は市長部局でございますが、今回の協定の相手方は、本市中学校学校給食調理等業務の受託者で、中学校給食の調理施設において、応急給食の調理を行うこととなっていることから、御報告するものでございます。

中学校学校給食調理等業務につきましては、当初は平成22年4月から平成27年3月までの5年間を事業運営期間としてハーベスト株式会社に委託をしておりましたが、平成26年第11回の教育委員会定例会で議決をいただき、平成27年度から平成32年度までの5年間について、引き続きハーベスト株式会社に委託することとなりました。

この委託の継続に際し、学校給食課といたしましては、東日本大震災の発生も踏まえ、災害時における応急給食の対応ができないかということで、そうした内容も含めた中でハーベスト株式会社に事業計画の提案を求めたところ、中学校給食の調理を行っておりますハーベスト武蔵村山給食センターでの応急給食の調理に加え、同センターで保管している食材の提供や、貯水タンクを活用した応急給水、さらにはハーベスト株式会社の他の事業所からの支援物資の提供も可能との提案があったところでございます。

これを受けまして、ハーベスト株式会社と具体的な協力の内容について調整を行い、去る3月15日に協定締結式を執り行うに至ったところでございます。

なお、応急給食等業務につきましては、あくまで学校給食調理等業務に支障を来さない範囲で協力をしていただくこととしております。

また、協定の有効期間につきましては、現在の学校給食調理等業務の委託期間の末日である平成32年3月31日までとしておりますが、引き続き委託を継続することとなった場合には、協定の有効期間を自動的に延長する内容となっております。

災害時等における応急給食業務等の協力に関する協定の締結についての報告は、以上でございます。

○持田教育長 続きまして、9点目でございます。

平成28年度～いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク～第39回武蔵村山市歩け歩け大会の開催についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成28年度～いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク～第39回武蔵村山市歩け歩け大会の開催について、御報告いたします。

平成28年度の歩け歩け大会につきましては、5月15日日曜日に、第一小学校校庭をスタート・ゴール地点とする約9.5キロメートルのコースで実施をいたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市スポーツ推進委員協議会、協力は武蔵村山市体育協会、武蔵村山市スポーツ協力員連絡会でございます。

申込みは、大会当日に、第一小学校校庭で、午前8時30分から受付を行い、開会式は午前9時から、スタートは午前9時30分となっております。

なお、雨天等の場合の中止決定は、午前7時30分の段階で行います。

参加資格は、市内在住・在勤・在学者で、完歩する体力のある方で、小学校3年生以下の参加の場合は、保護者同伴といたします。

なお、参加費は無料となっております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、恐縮ではありますが、開会式への出席をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

大会の詳細なコース図と参加者に対する注意事項については、資料にお示しのとおりとなっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、10点目でございます。

平成28年度ノルディックウォーキングイベントの開催についてでございます。

資料10を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成28年度ノルディックウォーキングイベントの開催について、御報告いたします。

本事業につきましては、平成27年度から開始した事業でございますが、タイトルを「ノルディックウォーキングで行く！「おいしい村山を食べちゃウォーカー♪」村山の魅力教え隊！集まれ」といたしまして、平成28年度は5月22日日曜日に実施をいたします。

目的といたしましては、自然豊かな狭山丘陵でのノルディックウォーキングの体験を通して、スポーツへの関心を喚起し、健康増進を図るとともに、参加者同士の交流及び給水所、本事業では「給スイーツ所」といたしますが、そこで市の特産品を使用したスイーツ等の試食などにより、市の魅力を再発見・発信するというものでございます。

主催は、武蔵村山市及び武蔵村山市教育委員会、協力は武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ「よってかっしゅクラブ」でございます。

開会式は、野山北公園運動場において、午前8時50分から行い、開会式終了後、ノルディックウォーキングの講習や狭山丘陵の約6キロメートルのウォーキング、給スイーツ所での試食などを行い、ツイッターやフェイスブックといったSNS等に写真やコメントなどを掲載することで、市の魅力発信を行ってまいります。

終了時間は、正午を予定しておりますが、参加者にはかたくりの湯無料入浴券を差し上げ、温泉施設も楽しんでいただき、市の魅力発信に努めてもらいたいと考えております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、恐縮ではございますが、開会式への出席について、よろしくお願いいたします。

イベントは、少雨の場合は決行いたしますが、雨天中止の場合は、当日、午前7時30分の段階で決定をいたします。

次に、資料、裏面になりますが、参加資格は、高校生以上で、完歩する体力のある方。さらに、SNS等に写真やコメントを掲載できる方としております。

募集人数は、先着50名で、参加費は無料となっております。

本事業につきましては、スポーツ振興課が運営全般を担当し、秘書広報課が広報活動、そして産業観光課がスイーツや温泉施設関係を担当し、3課が連携して事業を実施するものでございます。

以上でございます。

○持田教育長 11点目のその他でございますが、2点、報告いたします。

1点目は、ハワイ州教育局と武蔵村山市教育委員会による第2回グローバルコネクション

ズの実施計画について。2点目は、学校の運動会等における安全対策についてでございます。
内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

小嶺指導担当参事。

○小嶺指導担当参事 それでは、まず1点目、ハワイ州教育局と武蔵村山市教育委員会による
第2回グローバルコネクションズ実施結果につきまして、御報告をいたします。

この第2回グローバルコネクションズは、ハワイ州教育局所管児童の武蔵村山市訪問による
文化交流事業で、去る3月17日から3月23日までの7日間にわたり、ハワイ州ホノルル市
立学校児童15名と引率教員5名が、様々な体験活動や交流活動を行いました。

体験活動につきましては、大変多くの地域の方に御協力をいただきました。村山織物協同
組合での草木染め体験やきものセンター武蔵での着物着つけ体験、また茶道連盟による茶道
体験教室、こちらの体験の様子はジェイコムでも放映されました。そのほかにも、村山かて
うどんづくりや、和太鼓体験活動などを行いました。さらに、これまで交流を続けておりま
す第九小学校では、体育館で全校児童による盛大な歓迎会が催されました。その後、第九小
学校の授業にも参加し、一緒に給食も食べました。

ハワイの児童からは、毎日たくさんの活動があって楽しかった。日本の伝統文化にたくさ
ん触れることができ、とてもよかった。また、日本に来て1回も嫌なことがなかったと感
想を述べる児童もあり、滞在中の活動の充実ぶりがうかがえました。

さらに、帰国後にも、ハワイ州教育局や参加児童の保護者から、教育委員会事務局に感謝
のメールが多数寄せられました。ハワイ州教育局からは、今回の訪問で武蔵村山の皆様のお
もてなしに感動した、驚いたという声をたくさん聞いております。また、保護者からは、子
供たちがこんなにも学んで楽しんできたことに大変驚いているなど、これからも武蔵村山市
と長いお付き合いをさせていただきたいとの声が聞かれました。

今後も本グローバルコネクションズを初め、文化交流事業の充実に努めてまいります。

以上でございます。

続きまして、2点目でございます。

学校の運動会等における安全対策について、御説明をいたします。

資料は、別冊の資料がございます。教育長報告、その他の資料でございます。

昨年、大阪府の中学校の運動会におきまして、「組み体操」の巨大ピラミッドが崩れ、生
徒が骨折をする事故が起きました。東京都内におきましても、「組み体操」の事故が700件
以上、発生していることも判明し、このほど東京都教育委員会が、学校の運動会等における

安全対策につきまして、都立学校長宛てに通知を出しました。

通知の概要ですが、3点ございます。

1点目が、都立学校においては、学校行事で「組み体操」を実施している場合、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、不可抗力によるけが等の危険性が高いことから、平成28年度については一旦休止。

2点目、学校行事で実施するその他の種目についても内在する危険性に留意し、「学校行事」の狙いを達成する観点から、各種目の必要性や妥当性について評価する。

3点目、体育的活動においては、万全の安全対策を講じることでございます。

こちらを受けまして、本市におきましても基本的な今後の方針を定めました。

資料の2枚目の別紙を御覧ください。

こちら、まず「組み体操」を実施する場合は、原則として東京都教育委員会の方針に準じることとしておりますが、「組み体操」を実施する場合は、1点目、留意事項を示しております。

児童・生徒の発達段階、教職員の指導力等を考慮し、安全上の問題点や教育的意義について、十分に話し合っ決定をすること。

児童・生徒、保護者に、狙いと内容、安全対策について、十分に周知をすること。

さらに、取り組む技につきましては、児童・生徒の発達段階等を考慮し、取り組む技の高さや難易度を競うことなく、安全を最優先にすること。

そして、安全対策を講じること。いわゆる「ピラミッド」「タワー」につきましては、特に安全対策を見直し、児童・生徒の安全確保に努めること。

その上で、安全に関する教員研修の実施、安全対策計画を作成するよう指示をいたしました。特に安全計画につきましては、例えば、高さ（段数）を制限する。さらに、選抜をした児童・生徒で行う。補助用具を使用する。補助体制を確立する等を示しております。

さらに、今後、市としまして「体育的活動における安全対策委員会」を設置し、運動会を初め学校行事等における安全対策の在り方等について検討を行う。

さらに、体育的活動全般にわたり、万全の安全対策を講じることといたしました。

早速、5月21日を皮切りに、各学校において運動会が実施をされます。児童・生徒の安全を第一に、体育的活動に取り組むよう今後も指導をしてまいります。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

ただいまの教育長報告に対する質疑等があれば、お受けいたします。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 3番目に報告をいただきました平成28年度児童・生徒数及び学級数の状況についての資料3、この中からちょっと御質問申し上げます。

小学校の学級数の中で、特に特別支援学級17で、学級の在籍数ですね、66という数字が載っているんですが、一方で、今度この特別支援教室利用児童数が42名と、非常に大きくなっているんですが、拠点校して村山学園四小、八小、九小と、この42名の状況について、もうちょっと詳しく、例えば児童数は分かるんですが、教室の数とか、そういうのはどういうふうな流れになっていくのか、その辺、いかがでしょうか。

○持田教育長 特別支援教室が、今年度から開始されました。その運用状況等も含めて、ただいまの土田職務代理人の内容について。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 ただいまの御質問に対して、お答え申し上げます。

今年度より、小中一貫校村山学園第四小学校を拠点校として、特別支援教室が開始をしていきます。そちらにあります資料3の下に、8というところで抜き書きをさせていただいておりますが、今年度、行います村山学園四小学校、大南学園七小学校、そして雷塚小学校の利用児童ということで、先ほど42人というお話がございました。これは昨年度までは31人でございますので、42人ということで増加をしております。

特別支援教室というものは、今まではその教室のあるところへ子供たちが登校し、そして、通学時間も含んで8時間以内の適切な指導を受けていたところですが、これからは教員が在籍校に行って、そしてそこで児童を指導いたします。そこには通学時間が含まれませんので、8時間しっかりと指導を受けるということが可能になってございます。現在、各校にそれぞれ教室を設置したところでございます。運用につきましては、今月の19日に3校の校長先生方に集まっていただき、教育委員会事務局職員と今後の運営について、また児童への指導の内容について、再度確認をして運営を開始したいというふうに思っております。

以上でございます。

○持田教育長 土田職務代理人、よろしいですか。

○土田職務代理人 はい。

この教室に、利用する児童数、それから特別支援学級に在籍する児童の数が、ちゃんと全員が受けるとかいうことでなくて、あくまでも希望者、そういうような流れになりますか。

○持田教育長 佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 利用する児童につきましては、入級支援委員会の審議の結果、入級することが認められた者ということになっております。

○持田教育長 よろしいですか。

通常の学級に在籍している児童が、自分の学校にできた特別支援教室に、いわゆる通級するという新しい形の特別支援教育になった訳でございます。

よろしいでしょうか。

○土田職務代理人 はい、結構です。

○持田教育長 3年間かけまして、全校設置をすると。

よろしいでしょうか。

○土田職務代理人 はい、結構です。

○持田教育長 そのほか、いかがですか。

高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 1つ、質問させていただきますが、学校の運動会における安全対策です。

先ほど小嶺指導担当参事から説明がありました。これは東京都教育委員会の通知では、平成28年度は原則として「ピラミッド」と「タワー」については休止するという通知ですよ。

それにもかかわらず、本市は、これについてはというような方向を考えているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○持田教育長 小嶺指導担当参事。

○小嶺指導担当参事 お答えいたします。

こちらにつきましては、東京都の都立学校、様々な、多様な学校がございます。東京都としては、一律に、今年度は一旦休止という方針を固めておりますが、本市におきましてはこれまでの状況も踏まえ、また校長会とも様々協議、意見を交換しながら、実際の具体的な、今までけがが多いとされている、いわゆる「ピラミッド」や「タワー」につきましては、けがが多かったのは、いわゆる立体の「ピラミッド」、また高さの非常に高い「タワー」というのが、危険性が高いというふうに言われておりますので、こちらにつきましても具体的に各学校の方で、立体の「ピラミッド」は基本的には実施をしない。ただ、安全を、子供たちが自分で逃げられるような状態をつくりながら安全を確保して、実施をしたいという意見が校長会からもございました。教育委員会としましては、実施する場合は、とにかく安全対策をさらに、これまでの安全対策をさらに見直しをして、体制を確立して実際の技に取り組む

ということで考えてございます。また、今後、具体的な技につきましては、また学校と意見交換をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持田教育長 高橋代表教育委員、よろしいでしょうか。

○高橋代表教育委員 分かりました。

ただ、こういう研修だとか、安全計画を作成するとか、指導すると言いつつも、学校現場は大変忙しい訳なんですね。ですから、そのところは、慎重に十分な指導を教育委員会としてやってほしいと思いますね。

以上です。

○持田教育長 ありがとうございます。

各学校の実態がかなり違いますので、校長会との連携をよろしくお願いいたします。

○土田職務代理者 関連で。

○持田教育長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 高橋代表教育委員と同じような意見なんですけれども、東京都は、とりあえず平成28年度はやらない、中止するんだと。その1年間で、来年からどういう形を持っていくのかというのを、1年かけて安全対策を含めた研究をしていきますと。だから、今年はやめますと、はっきり教育長自らも発言をされているんですね。そういう中において、東京都の教育長も、区市町村の学校長を含めて御理解をいただきたいというような発言もされておりますので、そういったところが、今年1年間やめて研究をいたしますよと言っていますので、その辺をかなり重く受けとめていただいて、校長会で諮ってみんなで考えてというような、任せるというのも、これは一つのルールかもしれないけれども、そういう発言も慎重に、真摯に受けとめて、やはり事務局、教育委員会としての指導の立場の中で、少し公権力を、そういったところで発揮されればよろしいかなと、そういうふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○持田教育長 そういう御意見ですけれども、お二方からいただいておりますが、意見がありましたので、ほかの委員さんからもいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

島田委員。

○島田委員 「組み体操」に関しては、保護者的には、多少、子供たちが団結して、無理なことをやって、できたときの感動、得るもの、子供たちの得るものってすごく大切で、保護者もすごく感動するし、先生方に感謝の気持ちがたくさんになるので、安全面はとても大事な

んですが、だからといってお休みしようとなると、その学年は気の毒かなと思ってしまいますね。それは、やるとなったらたくさんの先生方の手がやっぱり必要になると思います。

○持田教育長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○持田教育長 分かりました。

本木委員、いかがですか。

○本木委員 そうですね、私も安全面に十分考慮していただければ、余り大きな「ピラミッド」だとか、高いものは危ないと思うんですが、安全に気をつけながら、「組み体操」というのが、やっぱりひとつ必要なのかなとは個人的には思うんですね。なので、ここに書いてあるように、安全に本当に十分留意していただいてしていただくのも、一つの方法かなとは思っています。

○持田教育長 ただいま委員さん方から御意見いただきましたが、各学校の実態ですとか保護者の願い、児童・生徒の願い、安全対策、そして東京都の通知の意義、それから教育委員会の姿勢ということが、いろいろ御意見、御指摘いただいたわけで、その辺も含めて今後の対応を考えてほしいと思います。

以上で、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○持田教育長 そのほか、いかがですか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第24号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の改正の申出について

○持田教育長 日程第4、議案第24号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の改正の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 議案の朗読をいたします。

議案第24号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の改正の申出について。

武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の改正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成28年4月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第24号の提案理由を説明させていただきます。

新たに武蔵村山市立歴史民俗資料館分館を設置することに伴い、武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の改正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第24号について説明いたします。

武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の改正の申出につきましては、別紙を御覧ください。

歴史民俗資料館分館につきましては、市内に軍事施設が存在したことを後世に伝えるとともに、平和の尊さについて学ぶ場として広く市民等に学習の場を提供する施設といたしまして、平成28年9月中に開館する予定でございます。

そのため、武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例を改正することから、市長部局に対し、条例の改正の申出を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第2条の見出しにつきましては、現行、「(名称及び位置)」としておりますが、「(本館及び分館)」とするものでございます。

第2条は、現行、歴史民俗資料館の名称と位置について規定しておりますが、新たに分館を設置することから、第2条第1項におきまして、資料館に本館及び分館を置くことを規定いたします。

第2条第2項におきまして、本館及び分館の名称及び位置は、別表のとおりとするものでございます。

次に、別表におきまして、本館、分館の名称及び位置を規定いたします。本館の名称は「武蔵村山市立歴史民俗資料館」とし、分館の名称は「武蔵村山市立歴史民俗資料館分館」とするものでございます。

附則におきまして、この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとするものでございます。これは歴史民俗資料館分館の開館を9月中と予定していることから、開館日が明確になった時点で施行日を規則で定めることとしております。

以上、雑駁でございますが、議案第24号の説明といたします。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第24号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の改正の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第5 議案第25号 平成27年度教育予算の補正(第8号)の申出に係る
臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第5、議案第25号 平成27年度教育予算の補正(第8号)の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案の朗読をいたします。

議案第25号 平成27年度教育予算の補正(第8号)の申出に係る臨時代理の承認について。平成27年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員

会の承認を求めます。

平成28年4月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第25号の提案理由を説明させていただきます。

平成27年度教育予算について、歳出で小学校費等に補正の申出をする必要があり、平成28年3月22日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

内野教育部長。

○内野教育部長 それでは、議案第25号 平成27年度教育予算の補正（第8号）の申出に係る臨時代理の承認について、御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年3月25日に開催の第1回市議会定例会最終日に提案されました平成27年度武蔵村山市一般会計補正予算（第8号）に係る教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成28年3月14日付で市長から意見を求められ、教育予算の補正の申出をする必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

それでは、別紙の1ページを御覧いただきたいと思います。

1の歳出でございます。

今回の歳出補正につきましては、国の国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金制度が創設されたことによるものでございます。市では、この補助金、対象事業となる事業を調整し、教育委員会では2事業が採択されたことから、補正予算で計上したものでございます。

初めに、10款2項1目学校管理費、13節委託料でございますが、1,318万7,000円を増額したものでございます。内容につきましては、雷塚小学校校舎及び屋内運動場防音建物改修工事に伴う実施設計委託料を計上したものでございます。

次に、同じく学校管理費、15節工事請負費でございますが、796万1,000円を増額したものでございます。内容につきましては、大南学園第七小学校及び雷塚小学校の通学路の防犯カ

メラを整備するための工事請負費を計上したものでございます。

歳出合計では、2,114万8,000円の増額となっております。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思えます。

2 繰越明許費でございます。

ただいまの歳出に関わる2事業の経費につきましては、平成28年度に繰り越したものでございます。

以上、雑駁でございますが、議案第25号の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

何かございますか。

土田職務代理者委員。

○土田職務代理者 工事請負費の関係で、ちょっとお伺いします。

大南学園七小、雷塚小通学路に防犯カメラの設置が、この工事請負費、繰越明許費で平成28年度事業として載っておりますが、何か所ぐらい、この796万1,000円でできますか。

○持田教育長 比留間教育施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 工事の関係ですので、私の方から御説明いたします。

各学校10基ずつを予定しております。

以上でございます。

○持田教育長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 これは一般道の電柱共架ですか。

○持田教育長 比留間教育施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 そのとおりでございます。工事発注の後、業者の方で東電の方と協議をすることになってはいますが、東電の方も、電柱共架の基準がありまして、そちらの方の協議により、10か所ずつ決めていく予定となっております。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 この件、場所、物に限らずですけれども、教育委員会の方で応える必要があるかどうか分かりませんが、この教育委員会が設置した防犯カメラの映写、そういったものの記録はどういう取扱いになるんですか。例えば、まちの中で防犯関係の部署が設

置したものとか、そういうものがもろもろあるとしたら、教育委員会が設置する通学路のカメラの映像記録権みたいなものは、どこが管理して、どういうふうになるんでしょうか。

○持田教育長 井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 お答えさせていただきます。

防犯カメラで撮影した映像につきましては、市が所有する個人情報の一部として取り扱う形になります。先般、この防犯カメラを設置するに当たりまして、個人情報保護審議会のほうに、個人情報の収集について御承認をいただいているところでございます。

以上でございます。

○土田職務代理者 はい、結構です。

○持田教育長 よろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○持田教育長 それでは、島田委員。同じですか。

○島田委員 はい。

○持田教育長 分かりました。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第25号 平成27年度教育予算の補正(第8号)の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

理の承認について

○持田教育長 日程第6、議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 議案の朗読をいたします。

議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について。

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成28年4月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、平成28年3月23日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

内野教育部長。

○内野教育部長 それでは、議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について、御説明申し上げます。

本件につきましては、平成28年3月23日付で市長から協議があり、回答する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

それでは、別紙を御覧いただきたいと思います。

教育委員会職員の平成28年4月1付昇任・昇格及び任命と、平成28年3月31日付及び4月1付の解任でございます。

平成28年4月1日付で、武蔵村山市職員の人事発令が実施されました。これに合わせて、教育委員会事務局職員の異動に伴いまして、任免の必要が生じたものでございます。

4月1日付昇任・昇格でございますが、部長職1人、課長職1人でございます。

次に、4月1日付任命でございますが、部長職2人、主査職は再任用1人を含む3人、主任職2人、一般職は新規採用2人及び再任用5人を含む8人、計15人でございます。

次に、3月31日付東京都への帰任でございますが、部長職1人でございます。

続きまして、4月1日付解任でございますが、部長職1人、課長職1人、主査職が2人、主任職が3人、一般職1人、計8人でございます。

最後に、3月31日付解任、これは定年退職でございますが、主任職が1人と、最後に再任用の任期満了に伴います退職が4人ということになっております。

人事発令につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第7 議案第27号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第7、議案第27号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 議案の朗読をいたします。

議案第27号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について。
武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成28年4月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第27号の提案理由を説明させていただきます。

教職員の人事異動等に伴い、委員を任命する必要がある、平成28年4月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 それでは、議案第27号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について、御説明いたします。

各校の学校運営協議会委員について、平成28年3月の定例教育委員会で議決をいただいておりますが、私事都合や教職員の異動等に伴い、任命の取りやめや新たな委員の任命が必要となりましたので、御説明させていただきます。

議案の次に別紙がございますので、御覧ください。

まず、第一小学校でございますが、新たに1名の委員を承認いただくものでございます。

続いて、第三小学校でございますが、3月定例会で承認をいただきました委員が、私事都合により任命の取りやめをするものでございます。

続いて、大南学園第七小学校でございますが、教職員の異動等に伴い、任命の取りやめ及び新たな委員の任命が必要となるものでございます。

雷塚小学校でございますが、教職員の異動等及び委員の私事都合により、任命の取りやめ及び新たな委員の任命が必要となるものでございます。

続きまして、村山学園でございますが、新たに2名の委員の承認をいただくものでございます。

続きまして、第一中学校でございますが、教職員の異動等により、任命の取りやめ及び新たな委員の任命が必要となるものでございます。

続きまして、第三中学校でございますが、委員の私事都合により、任命の取りやめ及び新たに1名の委員の承認をいただくものでございます。

続きまして、大南学園第四中学校でございますが、新たに1名の委員の承認をいただくものでございます。

最後に、第五中学校でございますが、3月定例会で承認をいただきました委員が、私事都合により、任命を取りやめることに伴い、新たな委員の任命をいただくものでございます。

本件につきましては、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条1項の規定に基づき、臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

説明については、以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第27号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第8 議案第28号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認
について

○持田教育長 日程第8、議案第28号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 議案の朗読をいたします。

議案第28号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成28年4月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第28号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があり、平成28年4月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第28号について説明いたします。

武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認につきましては、別紙を御覧ください。

社会教育委員につきましては、武蔵村山市社会教育委員設置条例の第3条の規定に基づき、委員10人を委嘱しております。3月の定例会において、8人の方については議決をいただきましたが、残る2人の方につきましては、4月1日付で委嘱し、臨時に代理いたしましたので、御承認をお願いいたします。

別紙記載のとおり、池谷光二さんにつきましては、市立第二小学校校長で、小学校校長会からの推薦として、学校教育の関係者の区分でございます。

また、井口寛隆さんにつきましては、市立第五中学校校長で、中学校校長会からの推薦として、学校教育の関係者の区分でございます。

任期につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。

説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第28号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第9 議案第29号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第9、議案第29号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案の朗読をいたします。

議案第29号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成28年4月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第29号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があり、平成28年4月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の

上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第29号について説明いたします。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認につきましては、別紙を御覧ください。

公民館運営審議会委員につきましては、武蔵村山市公民館条例の第18条の規定に基づき、委員10人を委嘱しております。3月の定例会において、8人の方については議決をいただきましたが、残る2人の方につきましては、4月1日付で委嘱し、臨時に代理いたしましたので、御承認をお願いいたします。

別紙記載のとおり、島田治さんにつきましては、市立第一中学校校長で、中学校校長会からの推薦として、学校教育の関係者の区分でございます。

宮後喜文さんにつきましては、青少年対策地区連絡会からの推薦として、社会教育の関係者の区分でございます。

任期につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。

説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第29号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第10 協議事項

○持田教育長 日程第10、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

何かありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 それでは、事務局からの協議事項をお受けいたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 事務局から、武蔵村山市立学校 平成29年度使用 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択要領（案）について、御協議をお願いいたします。

○持田教育長 それでは、協議事項、武蔵村山市立学校 平成29年度使用 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択要領（案）についての説明を求めます。

小嶺指導担当参事。

○小嶺指導担当参事 それでは、武蔵村山市立学校 平成29年度使用 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択要領（案）について、御説明をいたします。

協議事項、資料1（別冊）を御覧ください。

こちら、第1 採択の方針でございますが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、平成29年度に特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、以下、一般図書と申し上げます。こちらについて採択を行うものでございます。

第2 組織及び任務でございます。

一般図書の採択を円滑かつ適正に行うために、教科書採択資料作成委員会及び教科書調査研究委員会を設置いたします。

教科書採択資料作成委員会ですが、小学校特別支援学級調査研究委員長及び中学校特別支援学級調査研究委員長の合計2名をもって組織をいたします。

主な任務といたしまして、調査研究、選定のための文書、資料等の確認、調査研究委員会から提出をされた「調査研究資料」及び各特別支援学級が「平成29年度使用一般図書一覧」等に基づいて調査研究した結果について、精査、検討を行い、最終的に「教科書採択資料作成委員会報告書」を作成し、教育委員会に報告をいたします。

続きまして、教科書調査研究委員会ですが、こちらは小・中学校それぞれに特別支援学級調査研究委員会を設置いたします。各校種の特別支援学級調査研究委員会は、特別支援学級

(固定学級) 設置校の校長 1 名及び設置校から推薦をされた障害種別ごとの特別支援学級担任 1 名をもって組織をいたします。

主な任務といたしまして、「一般図書一覧」、一般図書見本等による各図書の調査研究を行い、「調査研究資料」を作成し、教科書採択資料作成委員会に報告をいたします。

教科書採択資料作成委員会委員及び教科書調査研究委員会委員の任期につきましては、委嘱の日から平成28年8月31日までといたします。

続きまして、第3 一般図書の採択に係る調査研究の内容・方法ですが、より適切な教科書、図書を選定するため、内容、構成上の工夫、特長の3つの観点から調査研究を行います。

第4 一般図書の適正かつ公平な採択の確保のため、こちらに記載をされております5項目のいずれかに該当する者は、教科書採択資料作成委員会及び教科書調査研究委員会の委員になることができません。

なお、この5項目の中に記載の「教科書」という文言につきましては、ここでは選定する図書という扱いでございます。

第6 その他でございます。

特別支援学級におきましては、通常の学級で使用しております、いわゆる検定教科書か、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書若しくは一般図書のいずれかを、児童・生徒の実態に応じて使用することとなります。したがって、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択する場合にも、本採択要領に準じて、調査研究資料を作成いたします。

なお、補足の資料といたしまして、組織構成図、採択事務日程、報告書、調査研究資料の様式を添付させていただきました。

今後、採択事務を進めた上で、予定といたしまして、8月19日の定例教育委員会におきまして、御審議、採択をお願いいたしたく、よろしく御協議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 これより協議事項に対して、御意見、質疑等があればお受けいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、協議事項を終わります。

◎日程第11 その他

○持田教育長 日程第11、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 事務局からの報告等の発言があればお受けいたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 特にございません。

○持田教育長 それでは、これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成28年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前10時45分閉会